社会福祉法人愛育会　役員等の報酬等に関する基準

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人愛育会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）
第２条　この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

第３条　この規程で定める報酬について、各年度の総額が評議員については定款で定める額、役員、評議員選任委員については２０万円を超えない範囲とする。

（理事会・評議員会・評議員選任委員会等の出席報酬）
第４条　役員及び評議員、評議員選任委員が理事会、評議員会、評議員選任委員会等**（以下理事会等という）**に出席したときは、下記の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

理事会等の出席報酬	５，０００円

２　交通費は役員の住宅から保育園までのもので交通機関または交通用具を用いる者に支給する。交通機関の場合は全額支給。交通用具を用いる場合は下記の表に応じて支給する。

交　通　費	支給額
０～４ｋｍ未満	１００円
４～７ｋｍ未満	２００円
７～１０ｋｍ未満	３００円
１０～１５ｋｍ未満	５００円
１５～２５ｋｍ未満	７００円
２５～３５ｋｍ未満	１，０００円
３５～４５ｋｍ未満	１，３００円

（役員及び評議員の勤務報酬等）
第５条　理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において~~**理事長の命を受けて**~~法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、第３条と同等の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

２　監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の行政などによる指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、第３条と同等の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（改正）
第６条　本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員の議決を経なければならない。

附　則

1　この規程は、平成１９年４月１日より適用する。

附　則

1　この規程は、平成２９年６月１５日より適用する。

附　則

1　この規程は、平成３０年６月１５日より適用する。

附　則

1　この規程は、令和３年６月２９日より適用する。